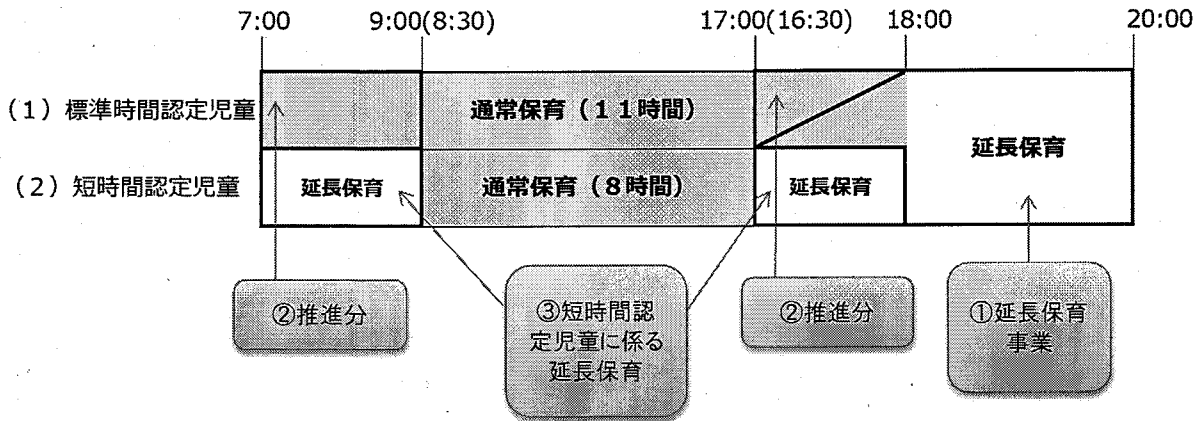


延長保育事業等補助金について【保育園・認定こども園】

1 補助の概要

延長保育の時間帯及び通常保育時間の朝と夕方の時間帯における経費（主に人件費）を、児童数から算出された配置基準数に応じて補助する。



①延長保育事業（保育標準時間が7時～18時の場合）

18時以降（一部16:30～）の保育に要した経費を補助する。

②推進分

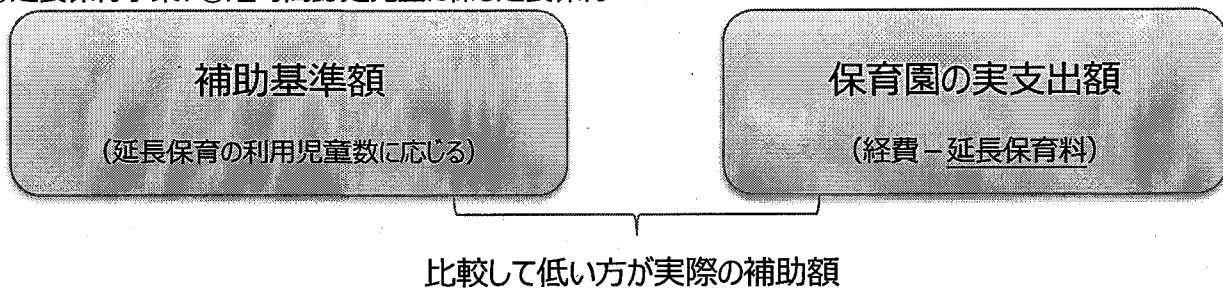
朝（7:00～9:00）と夕方（16:30～18:00）の保育標準時間認定児童の保育に要した人件費を補助する。

③短時間認定児童に係る延長保育

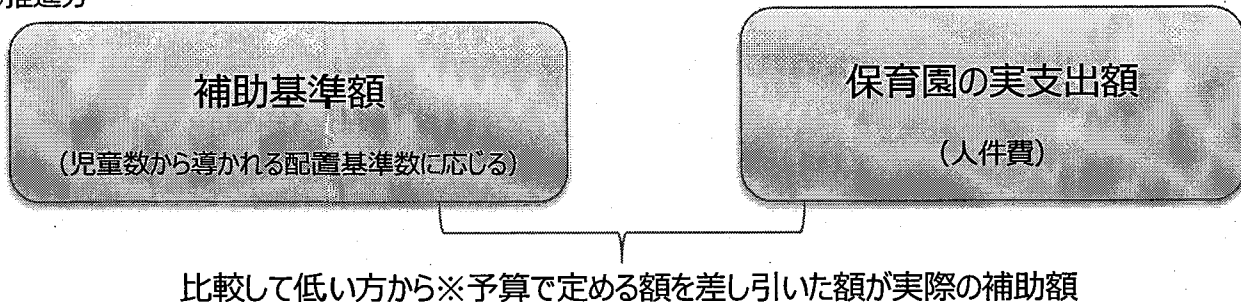
保育標準時間内で、短時間認定児童が延長保育となる3時間の保育に要した経費を補助する。

2 補助算定方法

①延長保育事業、③短時間認定児童に係る延長保育



②推進分



※（参考）R5年度 5,146,510円

3 補助基準額について（R6単価）

（1）延長保育事業

ア 基本額

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額 (年額)
延長保育を利用した児童が 18:15 の時点で年平均 1 人以上	814,000 円
延長保育を利用した児童が 18:30 の時点で年平均 3 人以上	2,045,000 円
延長保育を利用した児童が 19:30 の時点で年平均 3 人以上	3,189,000 円
延長保育を利用した児童が 20:30 の時点で年平均 3 人以上	3,332,000 円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

【年間平均利用児童数の算出方法】

- ・毎月の平均利用児童数を算出 = (第 1 週の最大利用人数 + 第 2 週最大利用人数 + 第 3 週最大利用人数 + 第 4 週最大利用人数 + 第 5 週最大利用人数) ÷ 5 週 (端数は四捨五入)
- ↓
- ・年平均を算出 = 算出した人数 12 か月分を合算して、12 で割り返す (端数は四捨五入)

イ 加算額

申込児童数から算出した配置基準数が 3 人以上となる場合、3 人目からの人数×月額単価を加算

時間	月額単価 (月額)
1 時間	83,900 円
2 時間	117,500 円
3 時間	151,100 円

※概ね 90 人以上の定員規模の施設が補助対象となる見込み

（2）推進分

8:00 の時点の平均利用児童数から導かれる配置基準数（毎月算出） × 80,500 円（月額）

17:00 の時点の平均利用児童数から導かれる配置基準数（毎月算出）

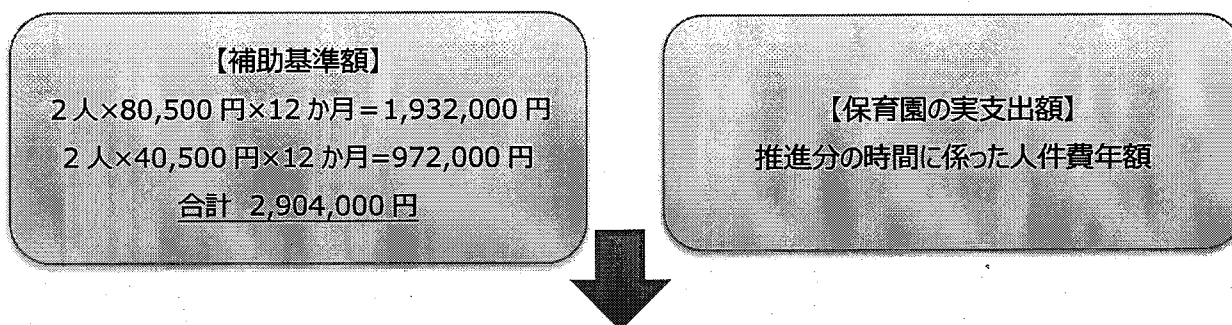
× 40,500 円（月額、常勤職員 2 人まで）

64,000 円（月額、常勤職員 3 人目から、非常勤職員）

- ・平均利用児童数の算出方法 = (第 1 週の最大利用人数 + 第 2 週最大利用人数 + 第 3 週最大利用人数 + 第 4 週最大利用人数 + 第 5 週最大利用人数) ÷ 5 週 (端数は四捨五入)
- ↓
- ・配置基準数の算出方法 = (0 歳児の平均利用児童数×1/3) + (1,2 歳児の平均利用児童数×1/6) + (3 歳児の平均利用児童数×1/20) + (4,5 歳児の平均利用児童数×1/30)
- ※ 2 未満の場合は 2 とする

(例) 8時の時点の児童数から算出した配置基準数が2人

1 7時の時点の児童数から算出した配置基準数が2人 (保育園の実態として常勤職員2名以上配置している)



比較して低い方 - 予算額で定める額 (R6年度 5,431,150)

= 実際の補助額 (マイナスの場合は0円)

※概ね90人以上の定員規模の施設が補助対象となる見込み

(3) 短時間認定児童に係る延長保育事業

短時間認定児童数 (平均) × 補助基準額

補助要件	補助基準額 (年額)
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	20,200円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	40,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	60,600円

※複数に該当する場合は、最大区分の補助基準額を適用する。

【年間平均利用児童数の算出方法】

- ・毎月の平均利用児童数を算出 = (第1週の最大利用人数 + 第2週最大利用人数 + 第3週最大利用人数 + 第4週最大利用人数 + 第5週最大利用人数) ÷ 5週 (端数は四捨五入)
- ↓
- ・年平均を算出 = 算出した人数12か月分を合算して、12で割り返す (端数は四捨五入)

4 保育園の実支出額について

→ 月例報告書により算出

5 月例報告書について

保育園の実支出額、算定基準額の平均児童数・配置基準数を算出するための児童数、延長保育申込児童数の報告

※毎月分を提出 (翌月15日まで) ⇒ 作成方法は **別紙** 参照

6 延長保育事業等補助金に関する提出書類の年間スケジュール

月	①月例報告書	②交付申請書 (補助の見込額を申請)	③分割払い請求書 (交付決定額に応じて概算払い)	④変更交付申請・実績報告 (補助の実績額の算出)
4月		 ○当初交付申請 ・交付申請書等を 5月31日までに提出 ・詳細はメール(3月上旬) にてご確認ください。		
5月	4月分 (末日まで)			
6月	5月分 (15日まで)			
7月	6月分 (15日まで)			
8月	7月分 (15日まで)			
9月	8月分 (15日まで)		 ○当初交付決定 申請額の2/3 ○概算払(1回目) 申請額の1/3 希望園のみ	
10月	9月分 (15日まで)			
11月	10月分 (15日まで)			
12月	11月分 (15日まで)		 ○概算払(2回目) 申請額の1/3 希望園のみ	
1月	12月分 (15日まで)			
2月	1月分 (15日まで)			
3月	2月分 (15日まで)			 実績報告データの 作成依頼 ・変更交付申請書 ・実績報告書 ・差額請求書
翌年度 4月	3月分			
翌年度 5月				・精算 (補助額 - 既交付額)

延長保育月例報告書について

【提出書類】

- ①様式第 5 号
- ②経費内訳書（別紙 1 - 1、1 - 2）
- ③勤務実績がわかる書類 または 職員個別勤務状況確認表
- ④利用児童数及び従事者数報告書（別紙 2 - 1）
- ⑤延長保育月別平均利用児童数報告書（別紙 2 - 2）
- ⑥短時間認定児童の延長保育利用児童数報告書（別紙 2 - 3）
- ⑦延長保育月別申込児童数報告書（別紙 3）
- ⑧延長保育承諾通知書の写し

【提出方法】

原則としてデータでの提出（電子メールで提出）

提出先: unei-josei@city.chiba.lg.jp

- ①様式第 4 号
- ②経費内訳書（別紙 1 - 1、1 - 2）
- ④利用児童数及び従事者数報告書（別紙 2 - 1）
- ⑤延長保育月別平均利用児童数報告書（別紙 2 - 2）
- ⑥短時間認定児童の延長保育利用児童数報告書（別紙 2 - 3）
- ⑦延長保育月別申込児童数報告書（別紙 3）
- ⑧延長保育承諾通知書の写し … PDF で提出、

所定のエクセルデータを提出

※様式は 3 月上旬にメールで送付しております。

延長保育事業等月例報告書 (4 月分)

(施設名

※別紙1-1、1-2から
自動で転記されます。

)

(1) 実支出額

- ・推進分の実支出額(人件費) 0 円
- ・延長保育事業の実支出額(人件費+諸経費) 0 円
- ・短時間認定児童にかかる延長保育事業の実支出額(人件費+諸経費) 0 円

(2) 非常勤職員の交通費

- ・推進分の交通費 0 円
- ・延長保育事業の交通費 0 円

※別紙1-1、1-2から
自動で転記されます。

(3) 添付資料

- ・経費内訳書(別紙1-1、別紙1-2)
- ・勤務実績がわかる書類、または職員個別勤務状況確認表
- ・利用児童数及び従事者数報告書(別紙2-1)
- ・延長保育月別平均利用児童数報告書(別紙2-2)
- ・短時間認定児童の延長保育利用数報告書(別紙2-3)
- ・延長保育月別申込児童数報告書(別紙3)
- ・延長保育承諾通知書の写し

令和6年度 4 月分

施設名

〇〇〇〇保育園

①人件費(推進分・延長保育事業)

* 推進分の時間数とは、月～土の朝(常勤7:00～8:30、非常勤7:00～9:00)、月～土の夕方(常勤17:00～18:00、非常勤16:30～18:00)に保育従事した時間の合計をいう。ただし、延長保育を実施している日で18:00以降保育従事した日(延長保育時間帯に保育従事した日)の夕方以降(常勤17:00～、非常勤16:30～)は延長保育事業の時間数として計上する。

* 延長保育事業の時間数とは、18:00以降に保育従事を終えた日の夕方(常勤17:00～、非常勤16:30～)に保育従事した時間の合計をいう。

* 交通費は非常勤職員で該当者のみ記載すること。常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員)は対象外とする。

保育従事者名	人件費									
	推進分					延長保育事業				
	時間数 ①	時給 単価 ②	その他 ③	小計 ①×②+③	交通費	時間数 ④	時給 単価 ⑤	その他⑥	小計 ④×⑤+⑥	交通費
1 ●● ●●	20:00	1,500円		30,000円		30:00	1,500円		45,000円	
2 ▲▲ ▲▲	0:00			円		50:00	1,200円		60,000円	3,000円
3				円					円	
4				円					円	
				円					円	
計				30,000円	円				3,000円	3,000円

* 黄色いセルに入力します。

* 推進分・延長保育時間帯に保育従事した方全て対象になります。(資格の有無は問いません。)

* 時間数: 当該職員の1か月分の推進分・延長保育事業に係る時間数を記入します。

A保育士(常勤)が以下の勤務をした場合

月: 7:00～17:30 → 推進分は2:00(7:00～8:30と17:00～17:30)、延長保育事業は0:00

火: 9:00～18:00 → 推進分は1:00(17:00～18:00)、延長保育事業は0:00

水: 10:00～20:00 → 推進分は0:00、延長保育事業は3:00(17:00～20:00)

木: 8:00～19:00 → 推進分は0:30(8:00～8:30)、延長保育事業は2:00(17:00～19:00)

金: 9:00～17:00 → 推進分、延長保育事業ともに0:00

・時間の計算が難しい場合→職員の出勤時間と退勤時間を入力すると、自動的に推進分と延長保育事業に時間を分けるデータ(職員個別勤務状況確認表)があります。
該当する全職員分の職員個別勤務状況確認表を一緒に提出してください。

・職員個別勤務記録表を使用しない場合→勤務実績がわかる書類を一緒に提出してください。

* 時給単価は、常勤職員の場合は時給換算した額を記入します。(1,500円であれば『1500』と入力します。)

* その他は、時給単価に反映されていないが、人件費として計上すべき金額があれば記入します。

(例)→時給単価に反映されない時間外割増分

特にない場合は、空欄のままとしてください。

* 交通費は、公定価格や配置基準補助金等が当たっていない非常勤職員で、推進分や延長保育事業の時間帯に勤務した時に交通費が発生している非常勤職員は記載してください。

特にない場合は空欄のままとしてください。

令和 6 年度 4 月分

施設名 ○○○○保育園

②延長保育事業 (18時以降) の諸経費

項目	金額	備考
光熱水費	46,154円	300,000円×2/13
延長保育時間に提供した補食・夕食に係った経費	2,500円	補食 1食50円×延べ50人提供 (積算方法が記載できれば記載してください。)
その他 (印刷製本費など)		印刷製本費は 3 月分一括記入
合計	48,654円	

- * 経費が特になければ、空欄のままとしてください。
- * 毎月の算出が難しく、年額での算出になる場合は3月月例報告書に年間額を記載しても構いません。その際は、4月～2月の備考欄に『3月分一括記入』と記入してください。
- * 光熱水費の算出方法は、『光熱水費÷開園時間(13時間or14時間)×延長保育時間(2時間or3時間)』としてください。
- * 補食、夕食に係った経費は、18時以降に提供したもので、経費が発生していれば記入してください。
- * 印刷製本費は、延長保育申込書・延長保育日誌の印刷製本に係った費用を記入してください。
- * その他に経費がある場合は、市までご相談のうえ記載してください。

③短時間認定児童の延長保育事業に係る経費

保育標準時間内の延長保育3時間に係る経費	
人件費	需用費、その他経費 (印刷製本費、消耗品費等)

- * 短時間認定児童の延長保育の利用が無い場合や、利用があっても経費が特に発生しない場合は、空欄のままとしてください。
- * 人件費は、短時間認定児童が延長保育を利用したことによって新たに発生した人件費があれば入力してください。
(例)→短時間認定0歳児が1時間延長を利用したことで、職員1名を新たに配置しなければならなくなった場合の当該職員1名の人件費
- * 短時間認定児童が延長保育を利用したことで新たに発生した経費(人件費以外)であれば入力してください。
(例)→短時間認定0歳児が1時間延長を利用した際に、補食を提供した場合の補食費

別表 職員個別勤務状況確認表

① 従事者名 ●●●●

② 常勤・非常勤の別 常勤

令和6年度 4 月分

※対象経費欄は、事務作業等により一部時間を補助対象外とする場合は△を、全て対象外とする場合は×を入力する。
 全て対象となる場合は空欄のままとする。

				補助対象時間		常勤or非常勤を選択すると、補助対象時間が表示されます。必ず入力してください。		経費△の数字を入力すると、曜日が反映されます。	
				推進分	延長分				
				経費対象	経費対象				
				17:00~18:00 (1H)	平日 17:00~18:00 (1H)				
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
1	土	7:00	18:00	1:30	1:00	0:00	0:00		
2	日								
3	月			0:00	0:00	0:00	0:00		
4	火			0:00	0:00	0:00	0:00		
5	水	10:00	20:00	0:00	0:00	1:00	△ 2:00	0:30	17:00~17:30 事務作業
6	木			0:00	0:00	0:00	0:00		
7	金			0:00	0:00	0:00	0:00		
8	土			0:00	0:00	0:00	0:00		
9	日	7:00	18:00						
10	月			0:00	0:00	0:00	0:00		
11	火	11:00	20:30	0:00	0:00	1:00	2:30		お迎えが遅れたため
12	水			0:00	0:00	0:00	0:00		
13	木			0:00	0:00	0:00	0:00		
14	金			0:00	0:00	0:00	0:00		
15	土			0:00	0:00	0:00	0:00		
16	日								
17	月			0:00	0:00	0:00	0:00		
18	火			0:00	0:00	0:00	0:00		
19	水			0:00	0:00	0:00	0:00		
20	木			0:00	0:00	0:00	0:00		
21	金			0:00	0:00	0:00	0:00		
22	土			0:00	0:00	0:00	0:00		
23	日								
24	月			0:00	0:00	0:00	0:00		
25	火			0:00	0:00	0:00	0:00		
26	水			0:00	0:00	0:00	0:00		
27	木			0:00	0:00	0:00	0:00		
28	金			0:00	0:00	0:00	0:00		
29	祝日								
30	日								
31	0								
事業別 時間数合計(k)				2:30	6:30		0:00	0:30	
事業別 補助対象時間数合計 (k)-(h) or (i)				2:30	6:00		←この時間数が別紙1-1に反映されています。		

- ※ 有給休暇の場合は、有休欄に「有休」と記入する。
 ※ 当該補助の対象経費は、各区分で示した時間内の勤務に係る経費とする。
 ※ 延長保育事業の時間とは、平日の勤務が18:00を超えた場合の17:00(非常勤は16:30)以降の勤務時間数の合計とする。
 推進分の時間数とは、それ以外の場合(朝、土曜日の夕方、平日18:00までに勤務が終了した場合の夕方)の時間数の合計とする。

- * 別紙1-1の推進分と延長保育事業の時間数を算出するための様式です。
 * 園独自で時間数を算出可能であれば、この様式を使用する必要はありません。
 * この様式を使用する場合は、勤務実績のわかる書類としてこちらを全職員分提出してください。
 * この様式を使用しない場合は、時間数が確認できる勤務実績のわかる書類(シフト表)を提出してください。

利用児童数及び従事者数（年度 月）

- (注) 1 上の表は、当日の各時間に実際に保育中の児童数及び従事者数を各年齢児(通年制)ごとに記入すること。
- 2 その週で保育を実施した日が土日祝日を除いて1日のみの場合、その日は人数にカウントしない。(入力不要) 【例: 4月第1週の1日(金)は入力不要】
- 3 右の表の児童数合計欄は、上の表の各時間ごとの同欄の最も多い日のデータを選択して記入すること。また、年齢別の欄は選択した児童数合計にあたる各年齢別児童数及び従事者数を記入する。
- 4 この記入表により算出された各週の最大利用児童数(a～f)の1ヶ月分を基に、別紙2-2「延長保育月別平均利用児童数報告書」を作成し提出すること。

(単位:人)

第 1 週

施設名

21時まで延長保育を実施している施設のみ、利用児童がいれば入力してください。 ※20時までの延長保育の施設は記入しないでください。		3歳児		4歳児		5歳児		児童数合計		1・2歳児		3歳児		4歳児以上児		従事者数	
19:30	0																
20:30	0																
児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		児童数合計		1・2歳児		3歳児	
8:00	0																
17:00	0																
18:15	0																
18:30	0																
19:30	0																
20:30	0																

第 2 週

4日(月)		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		児童数合計		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上	
-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-----	--	------	--

延長保育月別平均利用児童数報告書(実績報告用)

年度 月

(1)延長保育事業

* 別紙2-1を入力すると全て自動計算となります。

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	計	(参考) 従事者数
ア(c) 18:15					0	(0)
イ(d) 18:30					0	(0)
ウ(e) 19:30					0	(0)
エ(f) 20:30					0	(0)

* ここで計算された人数が①延長保育事業の算定基準額を算出するための『月平均利用児童数』となります。

* 『12か月分の合計÷12』で年間平均利用人数を算出し、該当する額が算定基準額となります。

(2)推進分

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	計	(参考) 従事者数
オ(a) 8:00	0	0	0	0	0	(0)
カ(b-c) 17:00	0	0	0	0	0	(0)

(注) 1 ア欄は、各週の「利用児童数記入表」で選択された「c」の各年齢様にイ欄は「d」j、ウ欄は「e」j、エ欄は「f」j、オ欄は「a」j、カ欄は「b」j
計算方法:各項目の児童数を合計して週数で割り返す。

18:15の0歳児=(第1週0歳児c+第2週0歳児c+第3週0歳児c+第4週0歳児c)÷4

2 1週間の日数が土曜日を除いて1日の場合は平均利用児童数に算入しなくてよい。

* ここで計算された人数が③推進分の算定基準額を算出するために必要な平均利用児童数の数字となります。

別紙2-3 短 時 間 認 定 児 童 の 延 長 保 育 利 用 数 報 告 書

年度 _____ 月 _____

* 短時間認定児童で延長保育を利用した児童について、当該時間にいた場合に児童数を記入してください。

(1)延長保育利用児童数 位:人)

	第1週目					第2週目					第3週目					最大 i
7:30(短)																0
8:30(短)																0
17:30(短)																0

	第4週目							第5週目							月平均利用児童数 (g+h+i+j+k)÷週数	
	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	最大 j	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	最大 k		
7:30(短)							0							0		
8:30(短)							0							0		
17:30(短)							0							0		

(注) 1 各時間の月平均利用児童数は、各週の最大人数を週数で割り返した人数。1週間の日数が日曜・祝日を除いて1日の場合は平均利用児童数に算入しなくてよい。
7:30＝(第1週最大人数g+第2週最大人数h+第3週最大人数i+第4週最大人数j+第5週最大人数k)÷5

年度

(1) 18時以降の

* 保育園の延長保育料収入を把握するための様式です。

* 延長保育を当月に申し込んでいる児童数を記入してください。

* A・B階層とは、通常保育料が0円の方です。延長保育料も0円となります。

* 一般とは、通常保育料が発生する方(C、D階層)です。延長保育料も発生するので、保育園で徴収してください。

	0歳児		1・2歳児		3歳未満 満児計	3歳児		4歳以上児		3歳以上 上児計
	一般	A・B階層	一般	A・B階層		一般	A・B階層	一般	A・B階層	
1時間延長					0					0
2時間延長					0					0
3時間延長					0					0

(注) 4

必要従事者数 = (0歳児の人数 ÷ 3) + (1・2歳児の人数 ÷ 6) + (3歳児の人数 ÷ 20) + (4歳以上児の人数 ÷ 30)

※年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。

※児童数合計が0人の場合を除いて、必要従事者が2未満となる場合は2とする。

※～19時は1時間・2時間・3時間延長登録児童数より算出

※～20時は2時間・3時間延長登録児童数より算出

※～21時は3時間延長登録児童数より算出

(単位:人)

(2) 保育標準時間内の延長保育登録児童数(短時間認定児童)

短時間認定	3歳未満児		3歳未満 満児計	3歳以上児		3歳以上 上児計
	0歳児	1・2歳児		3歳児	4歳以上児	
	一般	A・B階層	一般	A・B階層	一般	A・B階層
1時間延長			0			0
2時間延長			0			0
3時間延長			0			0

(注) 1 児童数は、通年制で記入すること。

2 『一般』とは延長保育料が発生する児童(通常保育料また、『A・B階層』は延長保育料が免除(0円)になる

3 短時間認定児童が18:00以降も延長保育を利用し

(例) 午前9時～午後5時が保育短時間で、午後5時

⇒短時間認定の後1時間延長欄に『1』、保育標準時間

* 延長保育事業で申込児童数から算出された必要従事者数3人目以降の加算の対象となるか判断するための数字です。

* 申込児童数を入力すると、自動計算されます。

* ここで1人以上の数字が出れば補助基準額に加算します。

(4) 3人目以降の加配対象人数

1時間 0 (1-2)	0人
2時間 p (m-2)	0人
3時間 q (n-2)	0人



交付申請の積算根拠

年度

* 年度当初の交付申請に必要な様式です。

1 延長保育事業

* 提出は4月分のみです。

(1) 1ヶ月あたりの延

* 別紙2-1、2-2、2-3、別紙3を入力すると概ね自動計算されますが、色がついている部分は必ず記入してください。

単位:人)

申込時間	0歳児								
1時間	0	0	0	0	0	0	0	0	…(ア)
2時間	0	0	0	0	0	0	0	0	…(イ)
3時間	0	0	0	0	0	0	0	0	…(ウ)

(注) 必要従事者数A=(0歳児の人数÷3)+(1・2歳児の人数÷6)+(3歳児の人数÷20)+(4歳以上児の人数÷30)

※年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入

※児童数合計が0人の場合を除いて、必要従事者が2未満となる場合は2とする。

※1時間の区分については、1時間・2時間・3時間の申込児童数の合計から算出する。

※2時間の区分については、2時間・3時間の申込児童数の合計から算出する。

※3時間の区分については、3時間の申込児童数の合計から算出する。

(2) 1ヶ月あたりの平均利用児童数

時間区分	年 平均利用見込み	
30分(15分以上延長保育を利用した児童数)	0	…(エ)
1時間(30分以上延長保育を利用した児童数)	0	…(オ)
2時間(1時間30分以上延長保育を利用した児童数)	0	…(カ)
3時間(2時間30分以上延長保育を利用した児童数)	0	…(キ)

(3) 算定基準額

必要従事者2人まで	
区分	基準額 C
該当なし	0円

※(エ)が1人以上なら30分

(オ)が6人以上なら1時間

(カ)が3人以上なら2時間

(キ)が3人以上なら3時間

複数に該当する場合は最大区分

必要従事者3人目以降		
1時間分	67,400円×12月	× 0人(※1) =0円
2時間分	94,400円×12月	× 0人(※2) =0円
3時間分	121,400円×12月	× 0人(※3) =0円
計 D		0円

※1:(ア)のB-(イ)のB

※2:(イ)のB-(ウ)のB

※3:(ウ)のB

延長保育事業 算定基準額(C+D)	0円
-------------------	----

2 短時間認定児童の延長保育

(1) 1ヶ月あたりの平均利用人数

前延長	
1時間延長	0 人
2時間延長	0 人



補助区分	補助単価
0 時間	0円

後延長	
1時間延長	0 人



補助区分	補助単価
0 時間	0円

(2) 短時間在籍児童数 * 4月1日に在籍している短時間認定児童数を入力してください。

人

* 延長保育の利用の有無は問いません。

(3) 算定基準額

	補助単価 × 短時間在籍児童数			
前延長	0円	×	0 人	= 0円
後延長	0円	×	0 人	= 0円
計 E				0円

短時間認定児童にかかる延長保育事業 算定基準額(E)	0円
-------------------------------	----

3 推進分

(1) 1ヶ月あたりの平均利用児童数

時間	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
8:00	0	0	0	0
17:00	0	0	0	0

* 4月の17:00~18:00の職員配置状況について、該当するものいずれかに○をしてください。
(概ねの状況で構いません。)

* 推進分の補助基準額について、保育園の実際の配置状況に応じて計算するためです。

(注) 必要従事者Fの算出方法は、『1延長保

(2) 17:00~18:00における実際の職員配置状況 ※ い

①常勤職員2人以上配置している	
②常勤職員1人のみ、その他は非常勤職員を配置している	
③非常勤職員のみを配置している	



補助金上の常勤単価 (コ)
0人

(3) 算定基準額

7:00~8:00	64,700 円 × 12月 × 0人 (※4)	=0円
17:00~18:00	常勤2名まで	37,000 円 × 12月 × 0人 (※5) =0円
	非常勤	48,500 円 × 12月 × 0人 (※6) =0円
計 G		0円

※4:(ク)のF

※5:(コ)

※6:(ケ)のF-(コ)

推進分 算定基準額(F)	0円
--------------	----

交付申請額算出内訳

年度

延長保育		短時間認定	
* 4月月例報告書の様式第4号の(1)実支出額の『延長保育事業の実支出額』×12の額を記入してください。		* 4月月例報告書の様式第4号の(1)実支出額の『短時間認定児童の延長保育事業の実支出額』×12の額を記入してください。	
①施設支出予定額	円	③施設支出予定額	円
②保育料収入	0 円	④保育料収入	0 円
施設実支出額計 (I) (①-②)	0 円	施設実支出額計(V) (③-④、マイナスの場合は0 円)	0 円
算定基準額(II)	0 円	算定基準額(VI)	0 円
交通費(非常勤職員) (III)	円	交通費(非常勤職員)	円
		* 4月月例報告書の様式第4号の(2)非常勤職員の交通費の『延長保育事業の交通費』×12の額を記入してください。	* 4月月例報告書の様式第4号の(2)非常勤職員の交通費の『推進分の交通費』×12の額を記入してください。
交付申請額(IV) (IとIIを比べて少ない方の額+III)	0 円	交付申請額(XII) (VIIとIVを比べて少ない方+Xから、XIを差し引いた額。マイナスの場合は0円)	0 円
交付申請額合計(IV+VII+XII)		0 円	

* 4月月例報告書の様式第4号の(1)実支出額の『推進分の実支出額』×12の額を記入してください。

* 4月月例報告書の様式第4号の(2)非常勤職員の交通費の『推進分の交通費』×12の額を記入してください。

* 4月月例報告書の様式第4号の(2)非常勤職員の交通費の『延長保育事業の交通費』×12の額を記入してください。

(VとVIを比べて少ない方の額)

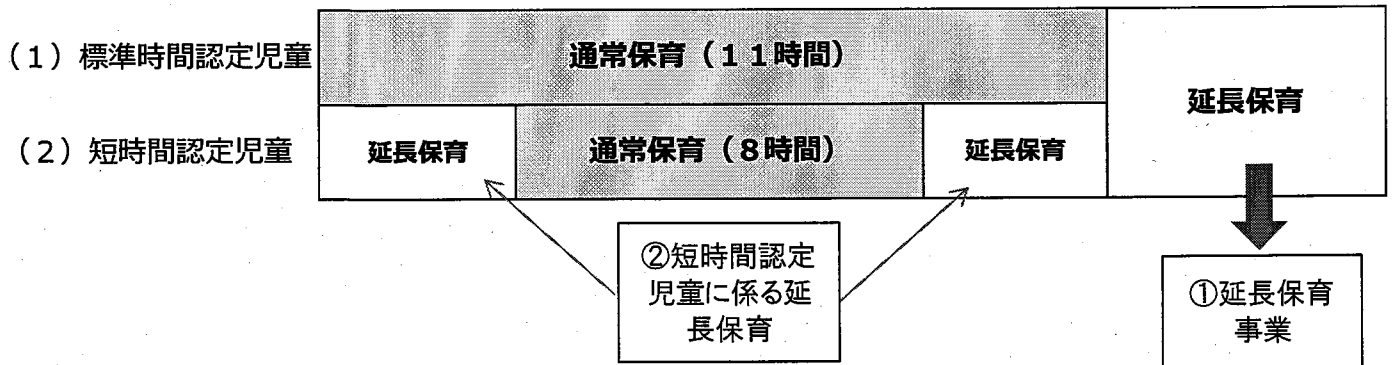
(VIIとIVを比べて少ない方+Xから、XIを差し引いた額。マイナスの場合は0円)

5,146,510 円

延長保育事業補助金について【地域型保育事業所】

1 事業内容

通常保育時間を超えた時間に保育（＝延長保育）を行う場合に当該時間帯に係った経費を補助する。



①延長保育事業

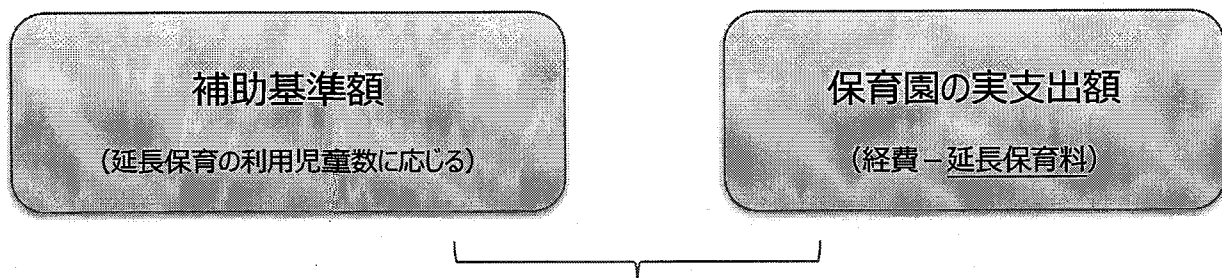
保育標準時間（11時間）を超えた保育に要した経費を補助する。

②短時間認定児童に係る延長保育

保育標準時間内で、短時間認定児童が延長保育となる3時間の保育に要した経費を補助する。

※短時間認定児童が11時間の開所時間を超える延長保育を実施する場合（標準時間の延長保育と一緒にする場合）は、標準時間認定児童の延長保育事業補助金として見る。

2 補助算定方法



※項目ごとにそれぞれ算出 (Calculated separately for each item)

3 補助基準額について（R6単価）

（1）延長保育事業

ア 小規模保育事業所

①給食（昼食）を自園調理 または 連携施設から搬入している施設

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）		
	A型	B型	C型
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	707,000円	707,000円	707,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,564,000円	1,564,000円	1,564,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,974,000円	1,974,000円	1,974,000円
2時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	2,045,000円	2,045,000円	2,045,000円
3時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	4,723,000円	4,723,000円	4,703,000円
4時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	4,740,000円	4,740,000円	4,720,000円
5時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	5,538,000円	5,538,000円	5,517,000円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

②給食（昼食）を外部搬入している施設

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）		
	A型	B型	C型
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	707,000円	707,000円	707,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,517,000円	1,517,000円	1,517,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,819,000円	1,819,000円	1,819,000円
2時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,890,000円	1,890,000円	1,890,000円
3時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	3,881,000円	3,881,000円	3,860,000円
4時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	3,898,000円	3,898,000円	3,877,000円
5時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	4,390,000円	4,390,000円	4,369,000円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

イ 事業所内事業所

①給食（昼食）を自園調理 または 連携施設から搬入している施設

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）		
	A 型	B 型	定員 20 人以上
15 分以上延長保育を利用した児童が年平均 1 人以上	659,000 円	659,000 円	766,000 円
30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,450,000 円	1,450,000 円	1,904,000 円
1 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,833,000 円	1,833,000 円	2,968,000 円
2 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,904,000 円	1,904,000 円	3,111,000 円
3 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	4,374,000 円	4,374,000 円	5,934,000 円
4 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	4,391,000 円	4,391,000 円	5,969,000 円
5 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	5,131,000 円	5,131,000 円	7,060,000 円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

②給食（昼食）を外部搬入している施設

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）		
	A 型	B 型	定員 20 人以上
15 分以上延長保育を利用した児童が年平均 1 人以上	659,000 円	659,000 円	766,000 円
30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,407,000 円	1,407,000 円	1,691,000 円
1 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,691,000 円	1,691,000 円	2,256,000 円
2 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	1,762,000 円	1,762,000 円	2,399,000 円
3 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	3,599,000 円	3,599,000 円	4,589,000 円
4 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	3,616,000 円	3,616,000 円	4,624,000 円
5 時間 30 分以上延長保育を利用した児童が年平均 3 人以上	4,074,000 円	4,074,000 円	5,434,000 円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

小規模保育事業所・延長保育事業所共通

【年平均利用児童数の算出方法】

・毎月の平均利用児童数を算出 = (第 1 週の最大利用人数 + 第 2 週最大利用人数 + 第 3 週最大利用人数 + 第 4 週最大利用人数 + 第 5 週最大利用人数) ÷ 5 週 (端数は四捨五入)

↓

・年平均を算出 = 算出した人数 12 か月分を合算して、12 で割り返す (端数は四捨五入)

(2) 短時間認定児童に係る延長保育事業

・短時間認定児童数（平均）× 補助基準額

ア 小規模保育事業所

補助要件 (平均利用児童数から算出)	補助基準額（年額）	
	A型、B型	C型
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	14,000円	17,700円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	28,000円	35,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	42,000円	53,100円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

イ 事業所内保育事業所

補助要件 (平均利用児童数から算出)	補助基準額（年額）	
	A型、B型	定員20人以上
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	12,900円	20,200円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	25,800円	40,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	38,700円	60,600円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

【年平均利用児童数の算出方法】

・毎月の平均利用児童数を算出 = (第1週の最大利用人数 + 第2週最大利用人数 + 第3週最大利用人数 + 第4週最大利用人数 + 第5週最大利用人数) ÷ 5週 (端数は四捨五入)

↓

・年平均を算出 = 算出した人数12か月分を合算して、12で割り返す (端数は四捨五入)

4 保育園の実支出額について

→ 月例報告書により算出

5 月例報告書について

保育園の実支出額、算定基準額の平均児童数・配置基準数を算出するための児童数、延長保育申込児童数の報告

※毎月分を提出 (翌月15日まで)

⇒作成方法は **別紙** 参照

6 延長保育事業等補助金に関する提出書類の年間スケジュール

月	①月例報告書	②交付申請書 (年度当初に補助額を仮決定)	③分割払い請求書 (交付決定額に応じて概算払い)	④変更交付申請・実績報告 (実際の補助額の算出)
4月				
5月	4月分 (末日まで)			
6月	5月分 (15日まで)			
7月	6月分 (15日まで)			
8月	7月分 (15日まで)	 ※別途提出依頼あり ・交付申請書 ・積算根拠 補助見込みのある施設のみ 随時依頼していきます。		
9月	8月分 (15日まで)			
10月	9月分 (15日まで)		 ※別途提出依頼あり 希望園に対し分割払いをします。	
11月	10月分 (15日まで)			
12月	11月分 (15日まで)			
1月	12月分 (15日まで)			
2月	1月分 (15日まで)			
3月	2月分 (15日まで)			 実績報告データ作成 依頼 ・変更交付申請書 ・実績報告書 ・差額請求書
翌年度 4月	3月分			
翌年度 5月				・精算 (補助額 - 既交付額)

延長保育月例報告書について

【提出書類】

- ①様式第4号
- ②経費内訳書（別紙1）
- ③利用児童合計数記入表（別紙2）
- ④延長保育月別申込児童数報告書（別紙3）
- ⑤勤務実績がわかる書類
- ⑥延長保育承諾通知書の写し

【提出方法】

原則としてデータで提出（電子メールで提出）

提出先：unei-josei@city.chiba.lg.jp

- ①様式第4号
- ②経費内訳書（別紙1）
- ③利用児童合計数記入表（別紙2）
- ④延長保育月別申込児童数報告書（別紙3）
- ⑤勤務実績がわかる書類 … データを提出
- ⑥延長保育承諾通知書の写し … PDFデータを提出

所定のエクセルデータを提出

※様式は3月上旬に別途メールで送付します。

延長保育事業等月例報告書(4月分)

※別紙1から自動で転記されます。

(施設名:)

(1) 実支出額

- ・延長保育事業に係る経費合計
- ・短時間認定児童の延長保育に係る経費合計

円
円

(2) 添付資料

- ・延長保育事業等経費内訳書(別紙1)
- ・利用児童合計数記入表(別紙2)
- ・延長保育月別申込児童数報告書(別紙3)
- ・延長保育承諾通知書の写し
- ・シフト表又は勤務実績がわかる書類

延長保育事業等経費内訳書(4月)

(算出例) 19時まで延長保育を実施している施設で、 ・保育従事者が2名(時給1,200円相当1名、1,100円相当1名) ・19時まで保育従事した日数が10日 ・18時30分まで保育従事した日数が5日 ⇒10日×1時間×1,200円×1人=12,000円 10日×1時間×1,100円×1人=11,000円 5日×0.5時間×1,200円×1人=3,000円 5日×0.5時間×1,100円×1人=2,750円 12,000円+11,000円+3,000円+2,750円=28,750円 ※黄色いセルに「28750」と入力(数字のみ)	小規模保育施設 (A型) ○○○○保育室 * 延長保育の時間帯にかかった経費があれば記入してください。 (例)→延長保育に提供した補食費、延長保育申込書・延長保育日誌の印刷製本費 等 * 特に明記するものがない場合は空欄としてください。
28,750円	0円

(2) 保育標準時間(11時間)内の延長保育時間帯にかかる経費

(単位: 円)

短時間認定児童の延長保育事業に係る人件費	その他経費 (印刷製本費、消耗品費等)
0円	0円

* 短時間認定児童の延長保育の利用が無い場合や、利用があっても経費が特に発生しない場合は、空欄のままとしてください。

* 人件費は、短時間認定児童が延長保育を利用したことによって新たに発生した人件費があれば入力してください。

(例)→短時間認定0歳児が1時間延長を利用したことで、職員1名を新たに配置しなければならなくなった場合の当該職員1名の人件費

* 短時間認定児童が延長保育を利用したことで新たに発生した経費(人件費以外)であれば入力してください。

令和6年度

4

月分

施設名

〇〇〇〇保育園

①人件費(延長保育事業)

* 延長保育事業の時間数とは、18:00以降に保育従事した時間の合計をいう。

* 交通費は非常勤職員で該当者のみ記載すること。(常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員)は対象外とする。)

保育従事者名	人件費				
	延長保育事業				
	時間数 ①	時給 単価 ②	その他 ③	小計 ①×②+③	交通費
1 ●●●●	12:30	1,200円		15,000円	
2 ▲▲▲▲	12:30	1,100円		13,750円	
3				円	
4				円	
5				円	
計				28,750円	円

* 黄色いセルに入力します。

* 延長保育時間帯に保育従事した方全て対象になります。(資格の有無は問いません。)

・時間の計算が難しい場合→職員の出勤時間と退勤時間を入力すると、自動的に延長保育事業分を計算するデータ(職員個別勤務状況確認表)があります。
該当する全職員分の職員個別勤務状況確認表を一緒に提出してください。

・職員個別勤務記録表を使用しない場合→勤務実績がわかる書類を一緒に提出してください。

* 時給単価は、常勤職員の場合は時給換算した額を記入します。(1,500円であれば『1500』と入力します。)

* その他は、時給単価に反映されていないが、人件費として計上すべき金額があれば記入します。
(例)→時給単価に反映されない時間外割増分
特にない場合は、空欄のままとしてください。

* 交通費は、公定価格や配置基準補助金等が当たっていない非常勤職員で、延長保育事業の時間帯に勤務した時に交通費が発生している非常勤職員は記載してください。
特にない場合は空欄のままとしてください。

別表 職員個別勤務状況確認表

令和6年度	4	月分
② 常勤・非常勤の別	常勤	

① 従事者名	● ● ● ●
--------	---------

数字を入力すると、曜日が反映されます。

※対象経費欄は、事務作業等により一部時間を補助対象外とする場合は△を、全て対象とする場合は×を入力する。
全て対象となる場合は空欄のままとする。

常勤or非常勤を選択

日	保育従事開始	保育従事終了	補助対象時間		対象経費△の場合 対象外とする時間数	備考
			延長保育事業 平日	経費対象		
1						
2						
3 月	10:00	15:00	0:00			
4 火			0:00			
5 水	10:00	20:00	2:00		0:30	18:00～18:30 事務作業
6 木			0:00			
7 金						
8 土						
9 日	7:00	18:00				
10 月						
11 火	11:00	20:30	2:30			お迎えが遅れたため
12 水			0:00			
13 木						
14 金						
15 土						
16 日						
17 月						
18 火						
19 水			0:00			
20 木			0:00			
21 金			0:00			
22 土			0:00			
23 日						
24 月			0:00			
25 火			0:00			
26 水			0:00			
27 木			0:00			
28 金			0:00			
29 祝日						
30 日						
31 ###						
事業別 時間数合計(k)					0:30	
事業別 補助対象時間数合計 (k) - (h) or (i)			#REF!		←この時間数が別紙1-1に反映されています。	

※ 有給休暇の場合は、有休欄に「有休」と記入する。

※ 当該補助の対象経費は、各区分で示した時間内の勤務に係る経費とする。

※ 延長保育事業の時間とは、平日の勤務が18:00を超えた場合の時間数の合計とする。

* 延長保育事業の時間数を算出するための様式です。

* 園独自で時間数を算出可能であれば、この様式を使用する必要はありません。

* この様式を使用する場合は、勤務実績のわかる書類としてこちらを全職員分提出してください。

* この様式を使用しない場合は、時間数が確認できる勤務実績のわかる書類（シフト表）を提出して

令和 年度 利用 児童 合計 数 記 入 表

* 当該時間帯に保育していた児童数を入力してください。(3人であれば『3』と入力。)

(1) 延長保育利用児童数									
	第1週目				第2週目				
	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)
7:30(短)									
8:30(短)									
17:30(短)									
18:15(標+短)									
18:30(標+短)									
19:30(標+短)									
20:30(標+短)									
21:30(標+短)									
最大 a	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大 b	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 7:30、8:30、17:30は短時間で延長保育を利用した場合のみ。

* 18:15以降は標準時間と短時間で延長保育を利用した場合を入力

(2) 延長保育利用児童数									
	第4週目				第5週目				
	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)
7:30(短)									
8:30(短)									
17:30(短)									
18:15(標+短)									
18:30(標+短)									
19:30(標+短)									
20:30(標+短)									
21:30(標+短)									
最大 a	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大 a	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平均利用児童数は、各週の最大人数を週数で割り返した人数

1週間の日数が土曜日を除いて1日の場合は平均利用児童数に算入しなくてよい。

(例) 7:30 = (第1週最大人数 + 第2週最大人数 + 第3週最大人数 + 第4週最大人数 + 第5週最大人数) ÷ 5

延長保育月別申込児童数報告書

年度 月

(1) 延長保育登録児童数

(単位:人)

標準時間認定	3歳未満児			3歳以上児			延長保育料収入		
	一般	A階層	B階層	一般	A階層	B階層	3歳未満児	3歳以上児	合計
1時間延長							その月に延長保育の申込をしている児童数を入力してください。		
2時間延長									
3時間延長									
4時間延長							0円	0円	0円
5時間延長							0円	0円	0円
6時間延長							0円	0円	0円
合計							0円	0円	0円

短時間認定	3歳未満児			3歳以上児					
	一般	A階層	B階層	一般	A階層	B階層			
1時間延長							短時間認定児童で、その月に延長保育の申込をしている児童数を入力してください。		
2時間延長									
3時間延長									
合計							0円	0円	0円

(注1) 児童数は、通年制で記入すること。

(注2) 短時間認定児童が18:00以降も延長保育を利用した場合は、標準時間認定欄へ入力。

(例) 午前9時～午後5時が保育短時間で、午後5時～午後7時の延長保育を利用した場合

⇒短時間認定の後1時間延長欄に『1』、保育標準時間認定の1時間延長欄に『1』をそれぞれ入力。

適宜修正して下さい。

延長保育申込書

(あて先) ○○保育園長 (実施保育所の長)

(保護者) 住所

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

印

@

様式は各園で用意することとなります。
公立保育所の様式を参考とする場合はこちらを適宜修正して下さい。

なお、公立保育所では、様式第 1 号と
様式第 2 号 (計 3 枚) は複写式にして
配布しております。

※民間保育園協議会に加入すれば、
複写式の様式を購入可

次のとおり延長保育を申し込みます。

保育所(園)名		保育所 (園)		
児童	住所			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
延長時間	標準時間	～ 19 時まで ・ ～ 20 時まで		
	短時間	(朝) 時 ～ 9 時	(夕) 17 時 ～ 時	《計》 時間
延長保育希望開始月		年 月		

保護者氏名 (続柄)		()	()	()
勤務先	名称			
	住所			
	電話			
勤務時間	月～金	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	土	: ~ :	: ~ :	: ~ :
時間外勤務、変則勤務等				
保育所(園)から勤務先までの交通手段・所要時間	交通手段 ()	交通手段 ()	交通手段 ()	
	所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)	所要時間 (時間 分)	

申込理由	
------	--

(所 (園) 長意見)	
	保育所(園)長 印

受付番号

延長保育（承諾・不承諾）通知書

様

適宜修正して下さい。

〇〇保育園長

印

年 月 日付で申込みのありましたことについては、

☐ 次のとおり承諾します。☐ 次の理由で承諾できません。

保育所(園)名		保育所 (園)		
児童	住所			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
延長時間	標準時間	～19時まで ・ ～20時まで		
	短時間	(朝) 時 ～ 9時	(夕) 17時 ～ 時	《計》 時間
延長保育開始月		年 月		

1か月の延長保育料（A・B階層の方は全額免除）			
	1 h	2 h	3 h～
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円加算
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円加算

不承諾の場合の理由	
-----------	--

- 「延長保育のご案内」をよく読んで保育所長の指示をお守りください。
- 保育所(園)の送迎は、時間を厳守してください。
- 延長保育を辞退、一時停止、変更されるときは、速やかに「延長保育変更届」を保育所(園)に提出してください。
- 問い合わせ先は次のとおりです。

保育所(園) TEL

受付番号	
------	--

延長保育（承諾・不承諾）通知書（控）

様

適宜修正して下さい。

〇〇保育園長

年 月 日付けで申込みのありましたことについては、

☐次のとおり承諾します。☐次の理由で承諾できません。

保育所(園)名		保育所(園)		
児童	住所			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
延長時間	標準時間	～19時まで ・ ～20時まで		
	短時間	(朝) 時 ～ 9時 (夕) 17時 ～ 時 《計》 時間		
延長保育開始月		年 月		

1か月の延長保育料（A・B階層の方は全額免除）			
	1hまで	2hまで	3h～
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円加算
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円加算

不承諾の場合の理由	
-----------	--

受付番号

適宜修正して下さい。

延長保育変更届

(あて先) ○○保育園長 (実施保育所の長)

保護者 住所

氏名

印

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり延長保育の利用内容について変更したいのでお届けします。

保育所(園)名		保育所(園)			
児童	住所				
	ふりがな		性別	男 ・ 女	
	氏名		生年月日	年 月 日	
変更内容 (○をつける)	停 止 ・ 再 開				
	階層変更	→			
	支給認定変更	短 ・ 標準 → 短 ・ 標準			
	時間変更前	(朝) 時 ~ 時	(夕) 時 ~ 時	《計》	時間
	時間変更後	(朝) 時 ~ 時	(夕) 時 ~ 時	《計》	時間
変更月	年 月から				
変更理由					

受付番号

突発的な延長保育利用に係る届出書

(あて先) ○○保育園長 (実施保育所等の長)

適宜修正して下さい。

保護者 住所

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり延長保育の利用を届け出ます。

[illegible]

突発的な延長保育利用の申請について（公立）

対 象

電車の遅延以外の理由で、事前の申し込みなく延長保育を利用した場合

料 金

- ①月に1回までの利用だった場合 3歳以上児：1,000円 3歳未満児：1,500円
②月に2回以上利用した場合は、月額料金での計算となります。

[月額料金]

	1時間	2時間	3時間以降
3歳未満児	3,000円	6,000円	1時間ごと3,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	1時間ごと1,900円



※お支払いは、納付書払いとなります。納付書は利用月の翌月20日頃にご自宅へ郵送します。
納付書裏面に記載の金融機関窓口およびコンビニ、スマートフォンアプリ等でお支払いください。

申請方法

※書類は全て保育所に備え付けてあります。

- ①月に1回までのご利用の場合：「突発的な延長保育利用に係る届出書」を保育所に提出
※同月内に2回以上ご利用することが確定している場合は提出不要（「延長保育申込書」を提出してください）
②同月内に2回以上ご利用の場合：「延長保育申込書」を保育所に提出
※②の方で次月以降延長保育を利用しない場合は、併せて「延長保育変更届」の提出も必要です。

【注意】「延長保育申込書」を提出済の場合、延長保育変更届を前月末までに提出しない限り、延長保育利用停止処理が行えないため、利用の有無に関わらず、毎月月額料金が発生します。
なお、①（月に1回までのご利用）の方は、「延長保育変更届」の提出は不要です。

～利用に応じた手続きの流れ～

① 突発的に月1回 延長保育を利用

(提出書類)

A 突発的な延長保育利用に係る届出書
※1回のみ利用の場合、手続きは終了です



② 月2回以上の延長保育を利用（突発的な利用も回数に含む）

(提出書類)

B 延長保育申込書



次月以降は延長保育を利用しない

(提出書類)

C 延長保育変更届
※変更届の提出がない場合、次月以降も月額延長保育料が発生します

次月以降も引き続き延長保育を利用する

次月以降も引き続き延長保育を利用する場合は、提出書類はありません。
※延長保育料を口座引落しをご希望の場合には、金融機関窓口へ「口座振替依頼書」の提出が必要となります。

その他

- 原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に
応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することとなります。

- お迎えの遅れに係る判断基準は、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」となります。
- あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

令和3年1月20日

保護者 各位

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公立保育所における令和3年度以降の延長保育料の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1 延長保育料

	月額	
	3歳未満	3歳以上
1時間当たり	3,000円	1,900円

※事前申し込み制

2 令和3年度以降の変更点

(1) 電車の遅延により、事前の申し込みなく、急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 理由を問わず、お迎えが遅れた場合は料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しないこととします。

※電車（JR以外も含む）の遅延の場合は、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面（遅延証明書に限らない）を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい（事前の電話連絡をお願いします）。

※道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、従前どおり、料金を徴収することとなります（以下（2）については対象となります）。

(2) 電車の遅延以外の理由で、事前の申し込みなく急きょ延長保育を利用した場合の扱い

(変更前) 月に1日のみの利用であっても月額料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、月に1日までの利用の場合の延長保育料を新たに設定します。

※延長保育料は、月に1日までの利用の場合は、3歳以上：1,000円 3歳未満児：1,500円です。

(別途書類の提出が必要。月に2回以上利用する場合は月額料金。)

※基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いに変更はありません。

※あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、（電車の遅延以外の）やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(3) お迎えの遅れに係る判断基準について

ア どの時点をもって「お迎えに来た時間」となるか

従前は「帰り支度が終わり園を出た時間」としていましたが、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で統一させていただきます。

イ 1分でも遅れた場合は料金を支払うのか

原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

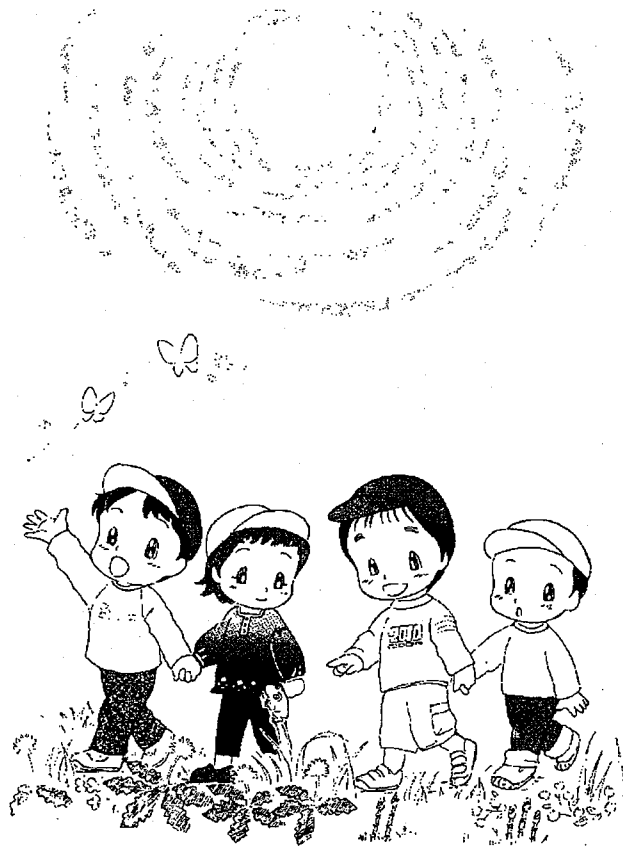
例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することになります。

入所のしおり



千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課

千葉市 _____

住所 _____

電話番号 _____

本書は、保育の提供の開始にあたっての重要事項説明書を兼ねますので、内容をよくご確認ください。

4 保育料等

(1) 保育料

保育料は、世帯の所得に応じて決定します。3歳以上児クラスの保育料は無料です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料(前々年の収入)						当年度の市民税額に基づく保育料(前年の収入)					

(2) 延長保育料について(月額)

延長保育時間の保育料は、利用時間により1時間単位で月額料金が決定します。

原則、申し込みは延長利用希望月の前月末までに行い、月単位での利用となります。

	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間
3歳未満児	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円

※1分でもお迎えに遅れた場合は原則延長保育料が発生いたします。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない。

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することになります。

※お迎えに来た時間は、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で判断いたします。

※電車(JR以外も含む)の遅延により、事前の申し込みなくお迎えが遅れた場合は、料金を徴収いたしません。お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面(遅延証明書に限らない)を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい(事前の電話連絡をお願いします)。なお、道路事情に係る遅れ(交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等)は、料金を徴収いたします。

※事前の申し込みなく、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由で、1回のみ延長保育を利用した場合は以下の1回分の料金を徴収します(2回目以降の利用は上記の月額料金)。

	突発的な延長保育利用 (月1回まで)
3歳未満児	1,500円
3歳以上児	1,000円